**郡上市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援委託業務**

**公募型プロポーザル実施要領**

本実施要領は、郡上市（以下、「本市」という。）が実施する「郡上市企業版ふるさと納税マッチチング支援委託業務」（以下、「本業務」という。）に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者に要求する業務の仕様等について明らかにし、企画提案に参加する者の提案に具体的な指針を示すものである。

１．本業務の目的

本市では企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の制度を活用し、民間資金の流れにより本市の地方創生の取組みの深化を図るものとする。

２．業務概要

（１）業務名

郡上市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援委託業務

（２）業務内容

別添「企画提案仕様書」第４条第１号から第７号のとおり

（３）履行期間

別添「企画提案仕様書」第３条のとおり

（４）委託料上限額

　　　別添「企画提案仕様書」第６条第２項のとおり

３．担当部署

郡上市役所　市長公室　政策推進課（担当：木嶋）

　〒501-4297　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

　電話：0575-67-1844（直通）　FAX：0575-67-1711

　E-mail：seisaku@city.gujo.lg.jp

４．参加資格要件

企画提案に参加できる者は、単独企業とし、以下の条件のいずれにも該当する者とする。

（１）岐阜県内に事業所を有する事業者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者。

（３）競争入札参加資格等指名停止を受けていない者。また、指名の停止を受けたが既にその停止の期間を経過している者。

（４）郡上市競争入札等参加者選定要綱（平成２９年郡上市訓令第８号。以下「選定要綱」という。）第４条に規定する資格者名簿に登録されている者（以下「名簿登載者」という。）であること。ただし、資格者名簿に登録されていない者については、参加申込書提出までに選定要綱に基づく審査を受けて資格者名簿に登録されることで名簿登載者とみなす。

（５）公告の日から契約締結までの間に、郡上市建設工事等契約に係る指名（入札参加資格）停止等措置要領（平成１６年告示第１３９号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立をしている者でないこと。

（７）租税公課の滞納がないこと。

（８）郡上市暴力団排除条例（平成２４年郡上市条例第２５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にある者でないこと。

（９）本業務を主に担当する者（事務局と業務について協議し、中心となって本業務を行う者をいう。）については、他に地域活性化等地方創生に資する業務に携わった経験者であること。

５．実施スケジュール

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 項目 | 期間等 | 備考 |
| １ | 公募開始・質問受付開始 | 令和５年５月２２日（月） | 郡上市公式HPに掲示 |
| ２ | 質問締切 | 令和５年５月２６日（金）午後５時まで | 電子メールによる |
| ３ | 質問に対する回答 | 令和５年５月３０日（火） | 電子メールで回答郡上市公式HPで公表 |
| ４ | 参加申込書・企画提案書の受付締切 | 令和５年６月２日（金）午後５時まで | 持参又は郵送 |
| ５ | 審査（プレゼンテーション及び質疑応答） | 令和５年６月７日（水）又は９日（金）※時間は後日お知らせします。 | 郡上市役所 |
| ６ | 審査結果通知 | 令和５年６月１５日（木）※予定 | 郡上市公式HPで公表選定結果は電子メール及び文書で通知 |
| ７ | 契約手続き | 令和５年６月１５日以降 |  |

６．参加申込書の提出

「４．参加申込者の資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。なお、各種書類は本市ホームページからダウンロードをしてください。

* 郡上市ホームページ　https://www.city.gujo.gifu.jp/

（１）提出期限

　　令和５年６月２日（金）　午後５時まで【必着】

（２）提出書類

　　（ア）参加申込書【様式第２号】

（３）提出部数

　各１部

（４）提出方法

　　持参または郵送。持参の場合は、平日の午前９時から午後５時までとし、郵送の場合、書類の不着について、本市はその責を負わない。そのため、一般書留若しくは簡易書留での郵送が望ましい。

（５）提出先

　　「３．担当部署」に同じ

（６）参加申込書提出に係る留意点

　　（ア）参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式第７号】を提出すること。

　　（イ）１事業者あたり、提案は１件とする。

７．企画提案書の提出

（１）提出期限

　　令和５年６月２日（金）　午後５時まで【必着】

（２）提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 名称 | 様式及び添付書類等 |
| ア | 誓約書 | 【様式第３号】 |
| イ | 会社概要書 | 【様式第４号】・会社概要パンフレットがある場合は添付すること。 |
| ウ | 執行体制図 | 【任意様式】 |
| エ | 類似業務実績書 | 【様式第５号】・新しい年度の実績から抽出し、最大５件まで記載のこと。・業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写し、または類似業務実施実績など地方創生応援税制に精通していることが分かる資料等）を添付のこと。 |
| オ | 企画提案書 | 【任意様式】・企画提案書の構成及び留意事項は、郡上市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援委託業務仕様書による。※　文書補完のためのイラスト、図表及び写真の使用を認める。※　事業実施のスケジュールを示すこと。※　提案書の印刷はカラー、白黒を問わない。※　表紙を除きページ番号を付すこと。※　別紙評価項目及び評価内容を満たすこと。 |
| カ | 見積書 | 【様式第６号】・記入例を参考に一律型、変動型のどちらかに記入すること。・あて先は郡上市長とし、代表者印を押印のこと。・見積金額は寄附金あたりの成果報酬割合（％）を記入すること。・企画提案書の構成及び留意事項は、郡上市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援委託業務仕様書による。 |

（３）企画提案書の規格

　　Ａ４版縦とし、書式、頁数については特に定めないものとする。（Ａ３版による折込頁の挿入は可とする。）文字の大きさなど見やすさに留意すること。

（４）提出部数

　各６部

（５）提出方法

　　持参または郵送。持参の場合は、平日の午前９時から午後５時までとし、郵送の場合は一般書留若しくは簡易書留が望ましい。

（６）提出先

　　「３．担当部署」に同じ

（７）その他

　　提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

８．公募に対する質疑応答

当プロポーザルの実施に関して不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。　（１）提出期限

　　令和５年５月２６日（金）　午後５時まで【必着】

（２）提出方法

質問書【様式第１号】に質問事項を簡潔に記載し、電子メールにより送信すること。

（３）提出先

　　「３．担当部署」に同じ

（４）回答方法

　　質問者を伏せた上で、順次速やかに全ての質問者に電子メールで回答を行うとともに、本市ホームページ上に掲載する。最終回答日は令和５年５月３０日（火）とする。

９．選定方法

業務の履行に適した契約の相手方となる契約候補者を厳正かつ公平に決定するため、「郡上市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務事業者選定委員会　（以下、「選定委員会」という。）」においてヒアリング審査・評点を行い、総得点により契約候補者を選定する。

（１）共通事項

①　実施順

企画提案書の受付順とする。

　②　選定方法

選定委員が評価項目及び評価内容別紙に基づき、点数付けすることにより審査する。

　③　契約候補者の決定

審査の合計点数が最も高い提案者を契約候補者として特定する。ただし、最高得点者が２者以上あるときは、選定委員会の審議により判定するものとする。また、企画提案書の提出者が１者の場合でも、審査の実施を経て契約候補者を決定する。

（２）審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

①　目的

企画提案書の内容についてのプレゼンテーション及び選定委員による質疑応答の実施による審査

②　実施日時

令和５年６月７日（水）又は９日（金）※時間は後日お知らせします。

③　実施場所等

郡上市役所本庁舎　２階　第１会議室

　④　実施時間

１者につき４０分（準備２分、プレゼンテーション３０分、質疑応答８分）以内を予定。

　⑤　出席者

１者につき３人までとし、本業務の総括責任者は必ず出席すること。

⑥　資料等

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加資料の提出は認めない。

また、プレゼンテーション実施にあたり、パワーポイント等の使用は許可するが、その場合は企画提案書の抜粋表示とし、企画提案書に記載のない表示は行わないこと。パワーポイント等を使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは本市において準備するが、これ以外の機器は提案者が準備すること。

（３）選定に係る留意事項

①　審査は非公開とする。

②　総得点が一定得点以上の場合でも、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約候補者として選定しないことがある。

③　審査結果は、すべての提案者に対し電子メール及び文書により通知する。なお、結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

１０．契約の手続き

仕様書及び企画提案書等の内容を基本に、本市と契約候補者が協議の上、郡上市契約規則（平成１６年規則第４８号）に基づき随意契約を締結する。なお、原則として契約候補者の企画提案書の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により項目を加除、変更する場合がある。

１１．失格事項

　提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（１）「４．参加申込者の資格要件」を満たさなくなった場合

（２）企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

（３）提出書類に虚偽の記載があった場合

（４）選定の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合

（５）提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

１２．その他留意事項

（１）本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。

（２）提出期限後の企画提案書等の修正、変更は一切認めない。但し、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

（３）提出された企画提案書等は返却しないものとする。提出後に辞退届が提出された場合も同様とする。

（４）企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表または使用することはできない。

（５）企画提案書等提出書類に係る知的財産権の取り扱いは、所定の法令の定めるところに従うものとする。但し、本市は、本業務に係る範囲において必要があると認めた場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

（６）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、郡上市情報公開条例（平成１６年条例第１０号）に基づき提出書類を公開することがある。

別紙

郡上市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援委託業務　評価項目及び評価内容

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目及び評価内容 | 配点 |
| １．提案内容の有効性及び実現可能性 | ５５点  |
|  | （１）　　　 | 寄附見込企業に対する働きかけの方法は効果的かつ実現性のあるものとなっているか。 | １５点  |
| （２） | ＰＲや寄附獲得に資する支援について効果的な提案がされているか。 | １５点  |
| （３） | 提案者独自のノウハウやネットワークを生かした手法が提案されているか。 | １５点  |
| （４） | 提案内容の業務実施頻度、時期等は妥当か。 | １０点  |
| ２．事業を適正かつ適切に実施する能力 | ２５点  |
|  | （１） | 事業の目的を理解し、業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。 | １０点  |
| （２） | 地方創生応援税制に精通しているか。 | １０点  |
| （３） | 自治体や企業における類似事業の受注実績があるか。 | ５点  |
| ３．地域貢献について | １０点  |
|  | （１） | 提案者の取組みや提案内容に地域への貢献がうかがえるか。 | １０点  |
| ４．事業費について | １０点  |
|  | （１） | 提案内容に対して適切な見積金額（成果報酬割合）になっているか。 | １０点  |
| 計 | １００点  |